

2022年2月10日

酒販協同組合 御中

石川県酒販協同組合連合会
(公印略)

全酒協の監査結果と今後の対応について

平素よりご協力をいただき御礼申し上げます。

標記については、県連に対する全酒協の監査が行われ、下記の指摘を受けました。

これらの指摘事項は各単組においても同様に処理する必要があると思われるため、2021年度決算よりの確に対応願います。

- (注) 1 「教育情報費用繰越金」は翌期以降の研修などの費用に充てることができます。
この場合、単年度または複数年度分を積み立てて使用することもできます。
- 2 「貸倒引当金」はこれまで計上がなく、初めて計上する場合は、会計士等と協議してください。(同引当金の計上は、強制規定ではありません。)

記

1. 教育情報費用繰越金

組合会計における剰余金の処分には法定のものとして、中小企業等協同組合法に定める準備金と繰越金の積立があり、それぞれ当期利益金額を基準として、10分の1以上を『特別積立』、20分の1以上を『教育情報費用繰越金』として積立てることが義務づけられている。

この積立は、当期利益金額が少額であっても積立てなければならない。

2. 借入金の最高限度額

定款（総（代）会の議決事項）に借入金の限度額の規定がある場合には、総（代）会での

『借入金の最高限度額』を議決しなければならない。

3. 貸倒引当金

協同組合が有する金銭債権（売掛金や受取手形等）について、将来発生することが予測される貸倒れの損失見込額ついて、貸倒引当金の計上ができる。

貸倒引当金の繰入限度額の計算式は、法定繰入率 0.6%（6/1000）を用いて算出した額に協同組合等の貸倒引当金の特例の 4%（104/100）割増した金額となる。

※「教育情報費用繰越金」の仕訳

①通常総会で決算が確定し、剰余金処分が決定したとき

（借方）未処分利益剰余金（貸方）教育情報費用繰越金

②翌期中に「教育情報費用繰越金」として繰り越されている額を全額戻し入れしたとき

（借方）教育情報費用繰越金（貸方）教育情報費用繰越金戻入

→収益計上となる